

# じんけん瓦版 第50号

発効日：2013年11月24日

発行：日本聖公会東京教区 人権委員会

## 2013年日本聖公会人権セミナー特集

—今、どうしても止めたい人権侵害—

10月17日から19日の3日間、牛込聖公会聖バルナバ教会を主会場として、2013年日本聖公会人権セミナーが開催されました。参加者は、北海道、北関東を除く9教区からスタッフも含め合わせて55名の参加がありました。昨年は、北海道教区が担当し、「北海道の歴史を通して学ぶ一人権の視点から」をテーマに主にアイヌの人々の歴史と文化、またアイヌ伝道について学びました。今年は、東京教区が担当。人権委員会が企画し、「今、どうしても止めたい人権侵害」を主テーマに5セッションに分け講師から話を聴きました。

### 無視・無関心・無知による人権侵害をなくそう

佐々木國夫（葛飾茨十字教会信徒）

教育現場で『日の丸・君が代』強制に反対し教育委員会から処分を受け苦しむ岸田静江さんが、「教会内で自分の苦しみが理解されないことがとても辛かった」と心の内を話された。政治問題とか社会問題などの話しを教会に持ち込むことを好まない人が多数いる気がする。

東日本大震災後に開催された教区会で、「教区として原発廃止の要望を表明する」という議案が提出された。反対意見として、原発で働く人たちのことも考えるべきだ、地球温暖化防止のために原発は必要だ、教会がこういう問題を決議すべきでない等があった。採決は僅少差で可決されたが、反対者には、原発事故による放射能汚染で何十年たっても地元に戻れなくされた人たち、家族が離散を余儀なくされている人たちの苦しみよりも、聖公会には、いろいろな立場、考え方の人がいるのだから、教区会で原発問題を取り上げるべきではないという考えの人たちが少なからずいたように思われる。

自民党が狙う憲法改正草案を山口正紀氏、池住義憲氏から解説を伺った。憲法とは、「国家権力を縛るべきもの」であるが、「国民を縛るもの」へ変えようとしている。草案の条文に『国旗は日の丸とし、国

歌は君が代』と新たに定め、国民に尊重義務を負わせている。憲法が改正されると、教育現場での『日の丸・君が代』は義務化されてしまう。岸田さんの『日の丸・君が代』強制反対行動は憲法違反にもなり、訴訟すらできなくなってしまふ。

マスコミ報道によれば、憲法改正賛成派が多い。人権セミナーの数日後、飲み仲間との世間話が憲法改正論議に発展した。隣で黙って聞いていた友人に、なぜそんなに強く反対するのかと聞かれた。改正案は「国民の権利」を排除し「国民の責務」を強いるようになること、現憲法は「国民が国に憲法遵守義務」を課しているが、改正案は「国が国民を縛る」ことになること等を説明したら、それは大変なことだ、自分も勉強しなければと関心を示した。

今回の人権セミナーで、フクシマの人たち、警察とメディアに作られた冤罪被害者、信仰のゆえに「日の丸・君が代」強制に反対する人等、人権を害われている人々の状況について教えていただいた。せめて、教会の中では無視、無関心、無知による差別をしないよう、厳しい状況にある人に寄り添い、また、社会に対して発言していくことが大切なのだと感じた。

## 各セッションの内容について参加者に報告いただきました

### 第1セッション 「フクシマの現況と人権侵害」

お話し 越山健蔵司祭

(東北教区郡山聖ペテロ聖パウロ教会牧師)

越山健蔵司祭が「3.11 から 2 年 6 ヶ月が経過して…フクシマの人権侵害」と題して講演された。福島県いわき市では、2011.3.15.の線量が 1 年 7 ヶ月を経た 2012 年 10 月に、やっと広報で市民に知らされたそうである。25 マイクロシーベルト (毎時) が検出された。100 ミリシーベルトを越えると死亡すると言われるが、毎時 25 マイクロシーベルトは年 219 ミリシーベルトになる恐ろしい値である。

郡山セントポール幼稚園の園児たちは、今年 8 月に人工芝の園庭ができるまで、2 年 5 ヶ月の間一度も外遊びをしたことがなかったそうである。園内の緑は全て伐採され、表土は剥がされ、殺風景の中で人工芝園庭となったので



越山健蔵司祭

ある。園児たちは、より安全な場所を求めて大型バスでリフレッシュプログラムに参加している。安全な居住地に非難できる家庭とそれができない家庭の間にも原発事故放射能は大きな溝をつくっている。越山司祭は、小名浜聖テモテ教会の牧師であるが、そこには現在大阪の木村幸夫司祭が支援センター長として、原発事故避難者が住まわれる仮設住宅を訪問され、ホッコリカフェなどの交流をされている。

これから先、このような困難な状況が何年続くか分からないが、希望を失わずに立ち向かうことを力強く言われた。(報告：司祭 井口諭)

### 第2セッション「憲法改悪と人権侵害」

発題 池住義徳さん (元「自衛隊イラク派兵差止訴訟の会」代表)

立教大学大学院キリスト教学研究科教員

1982 年にフリピン・ケソン市に住む 70 歳位の老

人に出会う。義手・義眼の男性に「1941 年～1945 年の時、あなたのお父さんは何処にいたのか。」と問われた。侵略した過去の歴史は、今も続いている。憲法九条を賞賛しても、しきれない。戦争・暴力では解決しないという国際社会への誓いだ。

2003 年 3 月 20 日開戦のイラク戦争で小泉首相が指導し、時限立法で小牧から自衛隊を派遣した。3262 名の名古屋の原告が自衛隊イラク派兵差止訴訟を起こし、2008 年 4 月 17 日名古屋高裁で違憲判決が出た。九条はイラクの人達の命を守る。「九条は生きている」と体験した。

自民党憲法草案は新憲法であり、立憲主義を否定している。「国民の権利」を後退させ、国民の義務を拡大し、人権より公益・国の政策を優先させている。国防の義務、「日の丸・君が代」尊重義務、領土資源確保の義務、公益・秩序に服従する義務、家族助けあいの義務など。また天皇を「象徴」から「元首」に変更している。

安倍政権が画策している壊憲の 3 つのステップは①解釈改憲②立法改憲③明文改憲。立法改憲では特定秘密保全法案が審議に入る。「特定の秘密」は担当者が決め、国会議員にすら情報を出さないという情報の統制であり、立法による壊憲状態作りだ。

憲法“改正”されたら、どうなるか、イラク戦争を通して考えてみる。◎米国の軍事同盟として、合憲・合法的に集団的自衛権を行使で参戦。(有志連合で参戦した英国軍兵士は 179 名死亡) ◎参戦状態が深まり、軍事的緊張が高まれば、内閣総理大臣が「緊急事態」宣言を発令、政府に非常権限が集中。◎地方自治体、国民は政府の指示に従わなければならない。◎国民に日常生活に様々な制約・制限が課され、もはや歯止めが利かなくなる。

今年 8 月 30 日に自衛隊イラク派兵差止訴訟の弁護団と元訴訟の会有志で、安倍総理大臣に「平和憲法を持つ国の首相として、憲法にもとづく非軍事外交に徹すること」として、「シリア軍事介入を止めさせ、憲法にもとづいた非軍事平和外交を」という緊急要請をした。

(報告：森田麻里子 東京聖三一教会信徒)

### 第3セッション 憲法から考えるメディア

#### ～〈表現の自由〉の危機と報道被害～

発題 山口正紀さん（ジャーナリスト、  
「人権と報道・連絡会」世話人）

山口さんの発題は、まず自民党の改正憲法草案の4つの特色から話された。

- ① 立憲主義の否定＝権力を縛るものから国民を縛るものへと変わる。
- ② 平和主義の否定＝戦争をする国作り。国防軍の創設、交戦権を認める。
- ③ 天皇の権限拡大・神格化＝大日本帝国憲法化。天皇を元首とする。
- ④ 人権の制限・抑圧、平等原理の否定「社会的儀礼または習俗的行為の範囲をこえないものについては、この限りでない」とし、公人の靖国参拝などを容認する。改憲は「米国と一緒に戦争ができる国」作りである。

90年代以降、メディアの法規制が進んでいるが、

表現の自由を奪う最たるものが「特定秘密保護法」である。この法案の危険性は、何が特定秘密か、それが秘密だということ。ジャーナリストも市民団体も「漏え



山口正紀さん

い教唆」で処罰の対象になる。実際に逮捕されなくても取材活動の委縮を招き、市民活動が妨害される。「表現の自由」と「知る権利」の危機はすぐ傍まで来ている。山口さんは憲法が保障する基本的人権の侵害がえん罪と深く関わっていることを指摘。再審無罪を勝ち取った足利事件、布川事件も逮捕と同時に犯人視報道された。仙台北陵クリニック事件では、逮捕と同時に犯人断定の大報道がされている。筋弛緩剤点滴では人を殺せない（通常静脈注射）にもかかわらず「筋弛緩剤点滴殺人」として全国紙が一面で大報道。これは憲法で保障されている「無罪推定の原則」が適用されていない。被疑者は原則として匿名にするべきである。えん罪の場合、重大な人権侵害であり、えん罪でなくても法に基づかない社会

的制裁を受けることになる。「メディアは、人権侵害の実名犯人視報道をやめ、警察の権力行使をチェックして市民の人権を守る存在にならなければならない」と結ばれた。

（報告：小林幸子 東京聖三一教会信徒）

### 第4セッション「日の丸・君が代強制」に反対

お話し 岸田静枝さん（清瀬聖母教会信徒）

岸田さんは3年半前に公立小学校の音楽の教員を退職したが、最後の卒業式で「君が代斉唱時の起立・斉唱」の職務命令に違反したとして停職1か月の処分を受けた。処分は累積されるため、戒告・減給・停職とどんどん厳しくなっていく。自分の良心に従いつつ、処分を回避するためには入学式・卒業式から逃げるしかない。欠席したり、式場に入らない役割を担うなど、教え子の卒業式にいないこと、自分が逃げることの重圧が岸田さんを苦しめた。

以前の処分に対する訴訟の今年9月の最高裁判決では減給以上の処分は重すぎるとして認められなかった。処分による脅しにより「日の丸・君が代」を強制してきた都教委に対し、最高裁では反対意見と共に「教育行政の異常さ」について指摘がされている。

そして今回、岸田さんは最後の処分に対してたった1人で「処分取消訴訟」を起こした。その訴えの骨子は「日の丸・君が代強制が信教の自由（憲法20条）に違反する」ことを問うもの。以前の訴訟は共同だったため、思想・良心の自由（19条）が中心で20条に関する独自の判断は出ていなかった。

岸田さんが「日の丸・君が代の強制」を受け入れられなかった原点は若いころに「部落差別問題」に関わったこと、そして最近では赴任した小学校に在留外国人のこどもが多かったことだという。確かにキリスト教の教義の中で「日の丸・君が代」が許されないと明言しているわけではないが、信仰と行為の一致を説く聖書の教えに従いたいと話された。今回の人権セミナーで、岸田さんは全国から集まった聖職者を含む参加者の前で自分のことを話すことができたこと、そして理解を得たことを大変喜んでおられた。

（報告：森田信也 東京聖三一教会信徒）

## 第5セッション

### 千鳥ヶ淵・靖国神社フィールドワークと金曜デモ

このセッションでは案内を真宗大谷派道教寺住職の須賀力さんをお願いした。須賀さんは同宗連を通して人権委員会との交流も深い。10月18日は靖国神社では秋季例大祭、千鳥ヶ淵では秋季慰霊祭が行われたが、どちらも微妙に時間がずれて、行事参加者とかち合うことなく、ゆっくりフィールドワークを楽しめた。美しく手入れをされ楽園を思わせる千鳥ヶ淵戦没者墓苑で、献花と共に祈りをささげる人は南方を臨んでいると思い込んでしまうが、われ知らず皇居に向かって頭を垂れている。神式、仏教式、キリスト教形式でここでは祈りがささげられるが、こんなからくりがあったのか！このような説明はなかなか聞けるものではない。

靖国神社の境内に入ると、第2鳥居の手前に一対の大灯籠がある。一方は陸軍、他方は海軍の勇ましい戦闘場面を主題にしたレリーフが刻まれているが、

漆喰で覆われていた痕跡が今も残る。それはレリーフが敗戦直後占領軍の目に触れないように漆喰で塗り固めていた痕なのだろう。秋季例大祭は11時に行われ、私たちが境内に入ったのは15時を回ってからだった。その時刻になっても本殿入り口にずらりと報道陣がカメラを並べ、参拝する政治家たちを待ち構えていたのも印象的だった。

18時には首相官邸前に出かけ、金曜原発反対デモに参加した。「原発反対!」「再稼働反対!」「子どもを守れ!」「トルコに売るな!」など、先導者の呼びかけに集まった大勢の人々の叫びが続く。毎週金曜18時~20時にこれだけ多くの人たちが官邸前に押し寄せる。原発はいらない。そして今国内のすべての原発は止まっている。このデモが原発を止める原動力になっていると実感した。

金曜デモはオプションにもかかわらず、参加者は25人を超え、全国からセミナーに集まった人々にとって初めての体験を提供できたのは喜びである。

(報告：司祭 大森明彦)

## 第19回 <sup>エイズ・デー</sup>世界AIDS・DAY記念礼拝のご案内

~PWH/Aの方々が生の尊厳を確信できるように、  
またAIDSで亡くなられた友を覚え、ともに祈り、  
交わりの回復を願って~

日時：2013年12月1日(日) 午後5時

場所：日本聖公会東京教区 牛込聖公会聖バルナバ教会

新宿区矢来町65 (地下鉄東西線 神楽坂駅)



日本聖公会東京教区人権委員会  
日本キリスト教団新宿コミュニティ教会  
カトリック中央協議会 HIV/AIDS デスク  
ルーテル HIV/AIDS プロジェクト 共催

<お問い合わせ先>

日本聖公会東京教区人権委員会 佐々木國夫 (090-8593-6129)